

## 板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）（素案）に対するパブリックコメントと区の考え方

◎ 募集期間：令和5年11月11日（土）～12月1日（金）【21日間】

◎ 件数：50件・12人（持参1人、ファクス1人、Web提出10人）

### 第1部 総論に関するもの

No.	項目	意見の概要	区の考え方
1	計画の推進	年1回は必ず本計画のPDCAサイクルを回していただきたい。施策ごとの進捗状況を把握管理し、その時点での成果目標達成への課題と問題点を抽出して、その後の施策推進に役立たせる。そして内容については都度区民に公表公開すること。	計画を実効性のあるものとしていくため、PDCAサイクルに基づき、毎年度、計画の進捗状況の点検・評価を行っています。また、点検・評価の結果は地域自立支援協議会へ報告するとともに、区ホームページで公表しています。
2	障がい種別	見た目にはわかりにくい高次脳機能障がいや化学物質過敏症に関する説明を計画に載せてほしい。	高次脳機能障がいは、用語集において説明しています。化学物質過敏症は、本計画に記載していませんが、国や都の動向を注視していきます。
3	障がい者数の推移と傾向	「障がい者数の推移と傾向」において令和5年度として計上している数値は令和5年何月何日時点なのか。通常令和5年度は令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間を指すため、年度別の数値は各年度末の数値ではないのか。板橋区区内でありながら、同じ数値を担当部署により計上が異なることは区民等に誤解を招くことになる。	令和5年度として計上しているのは、各表の右上に記載のとおり令和5年4月1日時点です。統計によって時点が異なることについては、調査の時期や内容等により統一が難しいものがありますが、他部署と調整しながら、分かりやすい資料となるよう研究していきます。
4	障がい者数の推移と傾向	「障がい児の推移と傾向」に、発達障がい（ASD、ADHD、LD）それぞれの推移も集計していただきたい。	ご指摘のように、発達障がいの場合、手帳の交付を受けていない場合も多く、ASD、ADHD、LDの推移をお示しすることは困難ですが、発達障がいの児童・生徒を対象とする通級による指導である「特別支援教室（STEP UP教室）」を利用する児童・生徒の推移は区ホームページに掲載しています。

### 第2部 板橋区障がい者計画 2030 に関するもの

No.	項目	意見の概要	区の考え方
1	施策の体系	事業番号32「措置入院者退院後支援事業の実施」と事業番号37「精神保健関係機関間の連携強化」は新規事業★マークでなく予防対策課で従来から行われている事業である。	31ページ「3 施策の体系」の右下に記載のとおり、★のついている事業は新規事業のほか、本計画への新規掲載事業を含みます。
2	基幹相談支援センター	基幹相談の充実について具体策がないのが残念。まず基幹相談支援センターの箇所数を増やし、相談体制の拡充を図ることが必要である。	基幹相談の充実の必要性は認識しています。今後、体制を充実させていきたいと考えています。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
3	発達障がい者	学校での障がいに関する情報の提供が少ないので、発達障がいに関する具体的なリーフレット等の配布を希望する。中学校後半でスクールカウンセラーより学習障がいと指摘された生徒が特別支援教室（STEP UP 教室）を希望するも、受験前のため断られたと聞いた。気になる児童生徒には、必要な支援が届くよう関わっていたきたい。	特別支援教室（STEP UP 教室）とは、発達障がい等が一定程度の状態にある児童・生徒等を対象に、普段は在籍学級で授業を受け、一部の時間につき在籍学級を抜けて学習上・生活上のつまずきを改善・克服するための授業を受ける「通級による指導」の一種です。その概要を記したリーフレットを区立小・中学校に配布しているほか、区ホームページでもご覧いただけます。また、発達障がいに係る児童・生徒については、在籍学級の担任等による気付きもさることながら、保護者からの相談等によって支援の必要性について気付きを得ることなども重要です。支援の必要な児童・生徒に対し、必要な支援が届くよう、お気付きの点があれば、お気軽に学校にご相談ください。
4	精神障がい者	計画では精神障害者保健福祉手帳保持者を「精神障がい者」としているが、精神疾患で精神障害者保健福祉手帳を保持する者は極めて限定的であるため、精神障がい者の実態を反映していない。医療につながっている者（自立支援医療精神通院を利用）を精神障がい者と扱うように変更を望む。	ご意見のとおり、精神障害者保健福祉手帳を所持しておらず、自立支援医療（精神通院医療）のみ受給している方が多数いらっしゃることを認識しています。第1部 第2章「1 障がい者数の推移と傾向」における、「①障がい者全体の推移と傾向」は手帳所持者としていますが、「④精神障がい者の推移と傾向」において、いただいたご意見も踏まえ、精神障害者保健福祉手帳所持者数だけでなく、自立支援利用（精神通院医療）申請数を加えて分析することとします。
5	精神障がい者	アウトリーチ（訪問診療）を精神科医療に拡充してほしい。 また、東京都では都立総合精神保健福祉センター・世田谷区・練馬区・豊島区・八王子市で実施しており、練馬区では区内6保健相談所に4人の精神保健福祉士を配置し、きめ細やかなアウトリーチ事業を実施している。	訪問診療は、医療行為のため区では実施することができません。 アウトリーチ事業につきましては、他自治体の事例なども参考に、今後の研究課題としていきます。
6	精神障がい者	対象地域を板橋区に限定した精神疾患特化の訪問看護ステーションリストを区の方で作成し、区ホームページで閲覧できるようにしてほしい。	精神疾患特化の訪問看護ステーションの一覧については、ニーズがあることは認識していますので、今後検討していきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
7	精神障がい者	健康福祉センター窓口で申請サポートを行ってほしい。具体的には、自立支援医療受給者証更新や精神障害保健福祉手帳更新の申請書類と一緒に「名前・住所・生年月日・医療機関・薬局」などを印字した用紙を手渡してほしい。	自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の申請方法については、法律に基づき都が定めています。ご意見は、機会を捉え、都に伝えていきます。
8	精神障がい者	精神障がいは、医療及び就労支援や固有の福祉制度などそれぞれ障がい特性に応じたものを調べる必要があるため、精神障がいに特化したガイドブックが不可欠である。「いたばしこころの健康ガイドブック 2017」の最新版の作成を望む。	「いたばしこころの健康ガイドブック 2017」は、板橋地域精神保健福祉リハビリテーション委員会が作成した冊子です。作成から5年以上経過しており、社会資源も変わっているものと思います。今後の検討課題としていきます。
9	精神障がい者	令和3年度まで実施されていた「こころのリハビリテーション（デイケア）」が廃止されたが、その理由を説明していただきたい。	当該事業は、年々利用者が減少したことや、民間の精神科デイケアの整備が進んだことなどを理由に廃止しました。
10	地域精神保健福祉連絡協議会	「No.36 板橋区地域精神保健福祉連絡協議会」は平成30年から現在まで休会されている。再開事由と目的を教えてください。この協議会メンバーには障がい当事者を数名入れるとよい。	当該協議会は、コロナ禍以降も精神障害者手帳所持者や自立支援医療（精神通院医療）受給者が増加していることを踏まえ、区における精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため再開します。当該協議会の設置要綱では、精神保健当事者団体を委員にすることとしていますので、要綱に基づき委嘱していきます。
11	相談支援	障がいのある方が地域でサービスを受けるためには計画相談支援が欠かせないが、廃業が多発し事業所数が減少していて、対応している事業所があまりにも多くの利用者を抱える状況にあり、丁寧な計画相談業務が機能していないケースが目立つ。計画相談支援を充実させてほしい。	事業番号2「相談支援・障害児相談支援の充実」において、検討・対応を図っていきます。
12	相談支援	「相談支援体制の充実」を今後の重点的な施策と位置付けていただきたい。親なき後、きめ細かな対応ができるような相談支援体制の充実をお願いしたい。	重点項目1「相談支援の充実」だけでなく、親なき後を見据え、重点項目4「多様な生活の場の整備」の中で地域生活支援拠点等の整備・充実に取り組みます。
13	サービスの質の向上	高次脳機能障がいの特性に応じた対応ができる専門員を育てることを目標に掲げる等、職場内研修だけでなく専門性の高い研修受講による人材育成を目標としていただきたい。	地域生活支援拠点等の機能の一つとして、事業番号83「専門的人材の確保・養成」で取組を進めていきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
14	地域生活支援拠点等	家族の緊急時に、障がい児をスムーズに預かってもらえる場所は無いのか。	地域生活支援拠点等の整備により対応を図るべく検討を進めています。可能な限り早期の整備に取り組むとともに、体制の充実に向けた検討・対応を継続的に進めていきます。
15	地域生活支援拠点等	当事者の家族の急病等で精神障がい者を短期入所させる必要が出た場合に分かりやすいように、緊急時の相談支援窓口の連絡先を明確化してほしい。	地域生活支援拠点等の機能として、事業番号 80「緊急時の相談支援体制の整備」において、検討・対応を図っていきます。
16	地域包括ケアシステム	「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備」は第5期から実施されている事業であり6年間の経過しているが、これまでの進捗状況と現状での課題と問題点、そして成果目標を示していただきたい。	令和2（2020）年度に検討会を設置し、地域課題の洗い出しから取り組んできました。進捗状況や課題等は、地域自立支援協議会及び専門部会（相談支援部会）で適宜報告しています。詳細な成果目標は設定しませんが、事業番号 31「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備」の中で検討及び対応を図っていきます。
17	地域包括ケアシステム	精神障がい者が地域において生活の場を確保し、自立の促進を図るには、グループホーム入居が大きな意味を持つ。当事者が不安感を払拭して、地域で生き生きと暮らすために、多様な交流のある居場所や一緒に過ごしてくれるボランティアなどのサポートを望む。	地域で生き生きとくらすためには、社会参加や地域の助け合いが重要であると認識しています。事業番号 31「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備」に取り組むにあたり、ご意見を参考にします。
18	社会参加	実態調査結果で、精神障がい者のうち日中は自宅にひきこもって生活している人が約5割近くいる。この障がい者たちを1人でも多く、地域の社会生活に参加できるようにする具体的支援策を立てることが緊急の課題ではないか。	ひきこもりについては、今後区でどのように事業展開していくか検討を進めていくところであり、関係部署との連携を密に取り組んでいきます。
19	防災	事業番号 92「防災情報のユニバーサルデザイン化」について、学習障がいや知的障がい、高齢者、外国籍の方等にも伝わるように、文字情報だけでなく、イラストを付けるなど他の方法も検討いただきたい。	障がいのある人を含むすべての人に伝わりやすい防災情報となるよう、できるところから取り組んでいきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
20	教育	<p>副籍交流は、親の付き添いや交通費の負担、仕事等を休む必要がある。また、同学年の児童・生徒としか交流できないため、高学年になると授業内容が難しく、交流できる教科が少ない。</p> <p>あいキッズを利用できたら親も送迎しやすく、他学年の児童・生徒とも交流ができる。デイサービスの無い日は放課後の居場所もなく、親が付きっきりで過ごしている。ぜひ地域のあいキッズの利用を希望するすべての子どもに開いてほしい。</p>	<p>副籍交流は都の制度ですので、学年が上がっても有意義な交流ができるよう働きかけていきます。</p> <p>あいキッズは、特別支援学校に通っている児童も地域の小学校でご利用いただけます。詳しくは、区のホームページをご覧ください。</p>
21	教育	<p>精神疾患は10代から発症することも多く、いじめや不登校、ひきこもりにつながる例も少なくない。学校現場での児童・生徒に対する教育が急務であるため、精神疾患教育の導入を望む。</p>	<p>障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築のためには、教職員、児童・生徒など、学校を巡る関係者が、精神疾患を含めて障がいに対する理解を深めていくことが大切です。障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに応えられるよう、研修など様々な場面を通じてその理解啓発に努めていきます。</p>
22	教育	<p>学習障がい早期発見出来るシステムを板橋区で構築していただきたい。</p>	<p>学習障がいについては、担任等が授業の中での読み書きの様子や、読みのアセスメントであるMIM等を通して実態を把握しており、これらを受けて、特別支援教室や在籍学級で障がい等の状況に合わせた授業を展開しているところです。学習障がいに対して適切なアセスメントを実施できるよう、今後も支援の充実に努めていきます。</p>

No.	項目	意見の概要	区の考え方
23	教育	STEP UP 教室は、基本的に知的障がいのない、発達障がいの特性が気になる子どものための制度であると認識しているが、小さいうちは、知的障がいも併せ持っているのか判断が難しい側面があると考え、今後STEP UP 教室の充実を切に希望する。現在は、概ね1年間の在籍となることが多いと聞くが、1年で発達障がいや知的障がいから来る社会性の欠如が完全に改善することは考えにくい。必要な子に必要な年数を保障できるよう充実をお願いしたい。	特別支援教室（STEP UP 教室）では、発達障がいそのものの克服を目標とするのではなく、当該児童・生徒の学習上又は生活上のつまずきの軽減に焦点を当てた指導目標を立てて支援を行い、児童・生徒が在籍学級で学校生活を送れるようになることをめざします。ご指摘の1年間という期間は、その間の取組を通じて、当該児童・生徒のつまずきが軽減したかどうか、どのように成長したかなどの振り返りを行うために設定されているものです（原則の指導期間）。このように、1年間という期間は、特別支援教室を利用する児童・生徒が在籍学級で学校生活を送れるようになるための期間であることをご理解ください。もっとも、ご指摘のように、1年間でつまずきの軽減が実現できず、指導目標が達成できないことも考えられます。この場合、指導目標やその目標達成のための手立てが適切かどうかなどの振り返りを踏まえて、もう1年間支援を延長するなどの仕組みもあります（指導延長）。このような仕組みの適切な運用を通じて、支援の充実に努めていきます。
24	教育	通級の充実も必要だが、知的クラスには入れず、通級だけのサポートとなる子が辛い思いをしているため、支援級に情緒級の常設化をお願いしたい。	自閉症・情緒障がい特別支援学級とは、自閉症及び情緒障がいのある児童・生徒を対象とした少人数学級です。自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置に際しては、整理すべき多くの課題があるところですが、これらの課題を整理しつつ、一人ひとりの教育的ニーズに、より適切に対応できるよう、その設置を検討していきます。
25	強度行動障がい	強度行動障がいの支援について具体策がないのが残念。グループホームの建設など最低限の具体策が必要である。	今回、国の示す基本指針で、強度行動障がいの支援ニーズ把握及び支援体制の構築が示されました。事業番号21「強度行動障がいの支援体制の構築」において、支援ニーズの把握から取り組んでいき、具体策を検討していきます。
26	住まい	精神障がい者が賃貸アパートを借りる場合、障がいを理由に賃貸契約を拒否されることが多いため、不動産業者との交渉の場に立ち会って契約締結をサポートする体制を作してほしい。	精神障がいのある方が地域生活するにあたっての課題であると認識しています。居住支援協議会で意見交換・情報共有を行うとともに、不動産業者の研修等により理解促進に努めます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
27	図書館	事業番号 100「図書館における障がい者向けサービスの実施」について、板橋区立図書館にりんごの棚導入を検討いただきたい。 加えて区立小中学校の図書室にもりんごの棚コーナーがあれば、障がいのない児童生徒の障がい理解やまだ学習障がいに気付いていない児童生徒への気付きにつながる。	区立各図書館では、誰もが読書を楽しめる環境を整備する必要があると考えています。しかしながら、りんごの棚を設置するには、スペース等の課題があるため今後検討していきます。 区立小中学校においても、学校図書館が様々なニーズを持つ子どもたちが本に親しむ身近な場所となるよう、各学校の状況に応じて取り組んでいきます。
28	理解啓発	「障がい者週間記念行事を通じて区民への普及啓発に取り組んだ」とあるが、直前の広報いたばし掲載と掲示板だけの周知だけでなく、学校園でチラシ配布、SumaMachiで配信等、他の方法も検討いただきたい。	ご提案いただいた方法も含め、より効果的な普及啓発ができるよう取り組んでいきます。
29	理解啓発	LDの理解を深めるための啓蒙活動を進めてほしい。保護者向けの周知にも尽力が必要である。チラシや土曜参観の道徳の授業などでの取り上げなどを提案する。子どもの自己肯定感が低くなる前から対応していただきたい。	LDの理解を深めるため、効果的な理解啓発に努めていきます。 また、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築のために、教職員、児童・生徒など、学校を巡る関係者が、精神疾患を含めて障がいに対する理解を深めていくことが大切です。障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに応えられるよう、研修など様々な場面を通じてその理解啓発に努めていきます。
30	情報アクセシビリティ	障がいのある人に対する各種制度の周知徹底も不足している。情報にたどり着くのは健常者よりも困難なことが多い。障がいのある人からの申請を待つだけでなく、むしろ行政側から積極的に直接アプローチすべきではないだろうか。	令和4（2022）年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたこともあり、障がいのある人が必要な情報を取得利用できる環境の整備の重要性を認識しています。 基本目標3 施策2-2「行政サービス等における配慮の促進」の中で取り組んでいきます。

### 第3部 障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）に関連するもの

No.	項目	意見の概要	区の考え方
1	就労支援	80ページの「福祉施設から一般就労」への道筋を示した方が良い。当事者の目標としてはここが最も重要である。	一般就労に向けては、就労系福祉サービス活用も含め、多くの選択肢があることから、個々の事情を踏まえた適切な就労支援を継続していきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
2	地域活動支援センター	各事業所の地域活動支援センターや病院のデイケアを利用していない障がい当事者を利用対象者とし、担当職員は見守りアドバイスする程度の、地域活動支援センターⅢ型を行政が設けて運営すること。	地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がいのある方のための援護事業の実績が5年以上ある、地域の障がい者団体などに担っていただいている事業となっています。 現状、区として整備する予定はなく、民間の事業所などの参入を図っていく方向となっています。ニーズなどを踏まえ、参入の促進に向けた働きかけなどを検討していきます。
3	サービスの利用	見込量算出の根拠及び実績数値の根拠を示していただきたい。	見込量算出の根拠は、各事業やサービスごとにおおまかな設定方法を記載しています。実績数値の根拠は、サービスの利用実績を抽出して記載しています。
4	サービスの利用	特別支援学校に通う子どもの登下校の付き添いやレスパイトなどでサービスを利用したくても、障がいの重さや保護者が就労している等の条件があり利用できないことが多い。条件が無く、利用を希望する障がい児とその家族が必要な時に届くサービスがほしい。	利用状況やニーズなどを踏まえ、検討していきます。

#### 資料編に関するもの

No.	項目	意見の概要	区の考え方
1	全体	資料編「1 制度の変遷」は分かり易くて大変参考になる。また、「7 用語集」は大変便利で、この計画のためだけではなく、障がい者福祉全般の理解に役立つものであり、更なる深化・活用を期待する。	本計画は、専門用語も多く、読む方の理解が深まりやすいよう用語集を作成しています。本計画にとどまらず活用できないか検討していきます。
2	制度の変遷	「1 制度の変遷」に掲載の読書バリアフリー法の概要「視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がい」を「発達障がい（学習障がい）」と表記してはいかがか。	読書バリアフリー法の条文どおりに記載していますので、ご了承ください。
3	高次脳機能障がい	高次脳機能障がいは、その名称も症状も十分に知られていないが、計画には高次脳機能障がいの説明が無い。「7 用語集」の「強度行動障がい」のように詳細な説明を明記してほしい。	ご意見をいただいた高次脳機能障がいに関する説明は、用語集に記載した内容では不十分と考え、国立障害者リハビリテーションセンター（高次脳機能障害情報・支援センター）のホームページより引用し、より具体的な説明に変更しました。
4	自立支援協議会	「板橋区地域自立支援協議会」についても「板橋区障がい福祉計画等策定委員会」と同様、大切な組織だと考える。資料編に追加いただきたい。	「板橋区地域自立支援協議会」は、障がい者計画等に関する進捗・提言・意見の場とされています。資料編に、同協議会の設置要綱も追加しました。



その他

No.	項目	意見の概要	区の考え方
1	手当・助成	東京都の一部の区、町では金額に違いはあるが独自の取組みで精神障がい者に心身障害者福祉手当(主に障害者手帳1級)を支給している事例がある。板橋区でも身体、知的障がいだけでなく精神障がいにも心身障害者福祉手当を支給してほしい。	心身障害者福祉手当の支給対象の拡大については、精神障害者保健福祉手帳1級の方への追加のほか、他の障がいのある方々からもご要望をいただいています。区では、こうした障がい福祉全体のニーズや財源などを鑑みながら、支給対象の拡大が可能かどうかを検討し、制度の運用にあたっています。そのため、精神障害者保健福祉手帳1級の方を含めた支給拡大については、心身障害者福祉手当の運用状況を見ながら、障がい者施策全体の観点から検討していきます。
2	手当・助成	精神障がいだけが福祉サービス等から除外されることが多く、区の制度である「心身障害者福祉手当」も精神障がい者は対象に入っていない。障がい者政策を区が策定するのであればこういった不公正や差別をまず区が率先して是正すべきである。障がいの程度ではなく、種類によって全く対象から外れるというのはおかしい。身体・知的と同じ等級であれば精神障がいにも同じ額が支給されるべきである。	心身障害者福祉手当の支給対象の拡大については、精神障害者保健福祉手帳1級の方への追加のほか、他の障がいのある方々からもご要望をいただいています。区では、こうした障がい福祉全体のニーズや財源などを鑑みながら、支給対象の拡大が可能かどうかを検討し、制度の運用にあたっています。そのため、精神障害者保健福祉手帳1級の方を含めた支給拡大については、心身障害者福祉手当の運用状況を見ながら、障がい者施策全体の観点から検討していきます。
3	手当・助成	医療証が使える病院で学習障がいを受けられる支援は稀であり、特別支援教室(STEP UP 教室)では時間内容が足りない場合がある。受給者証を使って学習支援をしてくれる放課後等デイサービスは板橋区内にはなく、高額な月謝がかかり諦める家庭も少なくない。千代田区のように、療育助成金の制度を作っていただきたい。	療育助成制度につきましては、他自治体の事例なども参考に、今後の研究課題としていきます。
4	手当・助成	就労支援も重要ではあるが、就労困難など就労することでかえって体調や精神面に不調をきたす人もいる。制度の目的が就労させることにばかり偏り過ぎであると感じる。就労に限らず、金銭面での支援をもっと拡充すべきではないだろうか。	法定雇用率も改正されることから、一般就労に向けた支援策は重要となりますが、ご指摘のとおり、就労困難な方がいることも認識しています。令和7年10月以降に開始が予定される新制度「就労選択支援」も活用し、本人の希望と合わせ、適切な障がい福祉サービスの活用につなげていきます。また、金銭面の支援に関しては、各種制度について、必要に応じて周知を図っていきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
5	医療	<p>マル障は平成31年1月から精神保健福祉手帳1級所持者も対象になったが、1級手帳所持者は全体の約6%にとどまり、身体、知的障がいと比べて割合に大きな開きがある。2級の精神障がい者も他の障がいの「重度心身障害者医療費助成制度」の適用者に相当すると考えられるため、精神保健福祉手帳の対象範囲を2級へ拡大を図ることを要望する。</p>	<p>マル障の対象範囲については、都が条例で定めています。ご意見は、機会を捉え、都に伝えていきます。</p>
6	団体	<p>家族会活動は、広範な区民の精神保健福祉に関する声を反映する社会的な活動であり、行政では及ばない範囲を担当する準公的な事業であると認識している。</p> <p>しかし、家族会の活動の拠点となる事務所は無く、活動は会員の会費で賄われており、有料施設（場所）の賃貸の費用、講演会の謝礼、事務費用等で経済的に不安定な状況にある。</p> <p>家族会の活動を長く続けて行くために、施設の無料貸与や賃貸料等の支援・補助を要望する。</p>	<p>各団体の方々には、日ごろから区政にご尽力、ご協力を賜り、感謝しております。</p> <p>団体の活動につきましては、今後も自主性を重んじながら、互いに協力していきたいと考えています。</p>
7	入院患者数	<p>板橋区は都内特別区の内、精神病院と精神科病床の数では特に多い。区内8病院に入院している板橋区民の精神病患者は何名なのか。</p>	<p>区内医療機関に入院している区民の数は、公表していません。</p>
8	公共交通機関	<p>JR や東武鉄道など区内を走る鉄道会社は精神障がい者だけが運賃の割引から除外されている。博物館や美術館、映画館等では障がいの種類によって割引に違いはほとんどないのに、生活する上で欠かせない公共交通機関において精神障がい者だけが除外されるなど到底あってはならない。区としても公共交通機関においてこのような差別を是正するための要請を継続的に行うべきである。</p>	<p>令和元年に「精神障害者の交通運賃に関する請願」が国会で採択され、少しずつ精神障がいのある人への交通運賃割引を導入する鉄道会社が増加している状況にあります。</p> <p>国の動向を注視していくとともに、機会を捉え、区内を走行している鉄道会社へご意見を伝えていきます。</p>